

広島市告示（東区）第21号

令和8年3月30日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和8年3月30日から同年4月13日まで広島市東区役所建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

道路の種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日
県道	中山尾長線	東区山根町234番地8 地先から 東区尾長西二丁目241番地2 地先まで	令和8年3月30日